

# 電力会社・国は責任をとらず、原発事故賠償・除染・廃炉は、国民に尻ぬぐいをさせている—この国のかたち

清水 満（日本グルントヴィ協会幹事）

福島原発事故6周年を迎えるというのに、すっかり震災の被害者は忘れ去られ、マスメディアを賑わしているのは森友学園の不正土地取得と豊洲市場の問題である。少し前には東京オリンピックの財政投入が騒がれた。そこにあるのは、**国民の目の届かないところで、官僚・政治家・金融機関・企業が結託して、税金や国民の財産を自分たちの利得のために使用するという構図**である。これと同じ構図が震災復興や福島の復興と賠償、東電救済のしくみにもあるが、こちらはあまり問題視されていない。官僚・金融機関・電力会社がものいわぬおとなしい国民をだまして、福島原発事故の賠償を、責任者の東電ではなく、国民からいかに搾り取っているか、以下に論じてみよう。

## 原賠法の免責事項

原発が事故を起こしたときは、賠償責任は原賠法（原子力損害の賠償にかんする法律）で定められている。その第三条にはこう書いてある。「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、**その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない**」。

福島原発事故では、地震と津波を「異常に巨大な天災地変」とみなして、東京電力の賠償責任を免除して、政府が引き受けるか否かが問題となった。この法律は1961年に制定され、国会での趣旨説明を当時の科学技術庁長官であった中曽根康弘が行った。彼はこの「異常に巨大な天災地変」の事例を「関東大震災の三倍以上の大震災、あるいは戦争、内乱というような場合」としている（注）。

東電としては当然、未曾有の被害をもたらした地震・津波であるから、この条項に該当し、免責になると考えた。だが、前例がない上に、財政緊縮がスローガンになっている財務省が国庫負担に同意するはずがない。経産省・内閣が対応を考案中のときに、当時の菅内閣の枝野官房長官は「異常に巨大な天災地変とは、原発に隕石が激突するような場合だ」と繰り返し発言した。福島原発事故は第三条ただし書きの適用外であるということアピールしたのだ。これは原賠法を制定したときの官僚の解釈をそのまま引き合いに出したものだ。

だが、巨額の賠償で東電が破綻して倒産することは避けなければならない。会社を整理してしまえば、賠償責任が経産省・政府に移ってしまう。また、東電が発行した巨額の社債を買い入れているのは都市銀行・地方銀行・資産運用投資機関・証券会社などの大手の金融機関である。あとで述べるように、電力債は破産をしても資産を売却して一番先に返済されるという強力な信用をもつが、政府管理で破綻処理をされると社債や借入金の債権放棄を要求されてしまう可能性が高くなる。

注 この第三条は、第一六条と第一七条と関連している。第一六条は、第三条の規定にもとづいて電力会社が賠償を行うとき、自社で負担できない金額になるときは、政府が援助するとし、その際には国会での議決が必要と定めている。第一七条はただし書きの「異常に巨大な天災地変」での賠償の際には政府が「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにする」と規定している。

中曽根康弘はこれについての答弁の際、被災者に対して「災害救助法程度のことはやる」が、「第三条におきます天災地変、動乱という場合には、国は損害賠償をしない、補償してやらない」と述べている。理由は、そのような天災地変場合は、被災地が多すぎて、政府の援助が膨大になり、原発だけに対処するわけにいかず、また動乱の場合は政府自体を防衛することが先になるからである。要するに、この規定ができたとき、「異常に巨大な天災地変・社会的動乱」での賠償については、政府は最低限の被災者救助以外は責任をもちませんとっているわけだ。

ということは、電力会社が自社で負担できないとき、どこも責任の主体になるところがないということの意味する。政府はあくまでも被害者の最低限の救助・支援しかしないといっているのだから。

また、同法第四条は「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と定めている。福島原発事故のあと、グリーンピースなどが製造者責任法(PL法)を使い、東芝、日立、GEなど原発を建設した会社の責任を問おうとしたが、原賠法四条で電力会社しか

責任は問えないと定めているので、不可能だった。この条項は、原発が膨大な部品で成り立ち、関連会社が多いので、条文見出しにあるように「責任の集中」を意図したものである。それと同時に、日本の原発はGEなどアメリカからの技術輸入なので、アメリカの要請でGEなどが責任を問われないようにした。

## 社債（電力債）という強み

電力会社は電気事業法に守られた国策会社・地域独占会社なので、市場の競争がなく倒産がなかった。それゆえ建前は株式会社であるが、株式会社一般がするように、資金を株や銀行融資に依存することが少なかった。その代わりに電気事業法で許可された担保つき社債（電力債）を発行して、潤沢な資金を集めていた。

一般の社債は無担保で倒産などの債務不履行になった場合、お金は帰ってこない。しかし、電力債は倒産時などに他の何よりも優先的に債務保証をする一般担保つき社債であり、リスクがほとんどない。償還期間も一般融資よりも短く、三年、五年、六年、十年などが多い。こうした担保つき社債は、電力会社だけではなく、NTT、JTなどの元政府系会社にも認可された。民間資金を集めやすくした国策会社への手厚い優遇策なのである。

事例として九州電力の2016年度発行の社債の推移を以下に挙げてみよう。この史上空前の低金利時代に社債は相対的に高利回りで、投資家や個人の資産運用には有利とされる。これを利子込みで返済しているのは電気料金を支払っている消費者なのである。

2016年度発行分  
(国内債)

回号	発行日	発行額	利率	償還期限
第448回	2017年1月24日	100億円	0.920%	2037年1月23日(20年債)
第447回	2017年1月24日	100億円	0.240%	2023年1月25日(6年債)
第446回	2016年12月14日	100億円	0.850%	2036年12月25日(20年債)
第445回	2016年12月14日	100億円	0.360%	2026年12月25日(10年債)
第444回	2016年10月25日	200億円	0.320%	2026年10月23日(10年債)
第443回	2016年8月29日	200億円	0.170%	2022年8月25日(6年債)
第442回	2016年6月21日	100億円	0.668%	2036年6月25日(20年債)
第441回	2016年6月21日	100億円	0.320%	2026年6月25日(10年債)
第440回	2016年6月24日	100億円	0.15%	2019年6月25日(3年債)
第439回	2016年4月19日	200億円	0.907%	2036年4月25日(20年債)
第438回	2016年4月19日	200億円	0.240%	2022年4月25日(6年債)

図1 九州電力2016年度社債明細表（九電HPより）

総括原価方式と並んで、電力会社には市場の競争原理が働かず、建前は民間会社でありながら、実態は親方日の丸の国策会社だった。格差社会となった現在、公務員が怨嗟のターゲットになっているが、同じ構造の電力会社は、民間企業・株式会社という見せかけでそれすら免れていた。

電力会社は社債の償還のために次の社債を借りるという自転車操業で資金繰りを行う。一般の会社が自転車操業をやれば、それは末期現象を意味するが、電力会社はそうではない。電力会社と電力債のもつ特権的な地位のために、この手法は安定した資金集めの手法だったのだ。

## 東電を延命させる

だが、福島原発事故のあと、政府による東電の倒産・整理・再建などの情報がかまびすしく飛び交い、格づけ会社は東電の格づけを一気に下げてしまった。先行き不透明になると社債を発行しても、なかなか買い手がつかない。そこで東電はやむなく当座の危機を解消するために、銀行からの巨額の緊急融資に頼らざるをえなかった。

これまで銀行は電力会社に貸したくても、電力会社は社債という自前の武器をもつので、あまり借りてくれなかった。東電の有利子負債は事故前は、社債が約5兆円に対し、銀行からの借入金は約2兆円だった。それゆえ、一般の会社のように、メインバンクとして経営に影響力を発揮するなどといったことすらできなかった。しかし、事故のあと、東電は約2兆円の緊急融資が必要になった。原発が停止したために、代わりに動かす火力の燃料費、補修費、震災対応経費などである。東電が銀行に融資要請をしたのは、2011年3月18日だった。

先行き不透明な状況では銀行としても、おいそれと貸すわけにはいかない。だが一方で、東電に巨額の融資をして恩を売り、電力会社に入り込む絶好の機会でもある。

三井住友銀行は、東電に銀行では一番多い3,000億円の融資残高をもち、建前ではメインバンクだった。奥正之頭取はこのとき全国銀行協会会長も兼ねていた。融資を要請されたとき、彼は東電の先行きを訊くために、銀行を代表して経産省の松永和夫事務次官を3月25日に訪問した。このときの事務次官の松永和夫は、電力自由化に反対して電力会社を守ったことで有名な官僚である。面会で松永事務次官が融資のお墨つきを与えたと銀行間で広まり、メガバンクが融資を決意した。お墨つきとは、東電がどうなろうとも政府が保証するから貸しても大丈夫ということである。松永和夫自身はこの時点で何の確信もなく返事をしたというのが真相らしいが、のちに振り返れば、東電を会社として維持するという方向性のフレームがこのとき決められたといえる場面になった。

## 東電救済スキームをつくる

同じ頃、三月下旬から経産省内部では救済スキームの検討が始まっていた。大鹿靖明『メルトダウン』（講談社、2012年、増補講談社文庫版2013年）がこのときの経緯を詳しく書いている。それによれば、この時期経産省官僚であった古賀茂明はスキーム立案に従事していた。

彼の話では、官僚は前例なしでは行動できないために、スキームづくりを命じられたとき、官僚たちは水俣病救済措置など過去のありとあらゆる賠償前例を探し出して、膨大なリストを作成したという（2017年2月26日、第三回真山勇一参議院議員報告会講演での発言）。前例の中で、日本航空と同じ法的整理、企業再生支援機構による支援、電源開発促進税（電源開発交付金）の投入などが検討されたが、最終的に原賠機構（原子力損害賠償支援機構）を政府が特別立法で設立し、ここを通じて東電が当事者として賠償をしていくという案が優勢になった。

古賀茂明の案は東電解体・発送電分離の新自由主義的なものだったが、東電解体を避けたい雰囲気の中では資源エネルギー庁の山下隆一課長を中心としたメンバーの計画が主流となった。だが、このときなぜか同時に内閣官房経済被害対応室でも似たような原賠機構を介したスキームが作成されていた。

大鹿靖明『メルトダウン』の記述でもよくわからないのが、原賠機構を設置するという基本的なアイデアは、経産省と内閣官房経済被害対応室の双方で立案され、後者の内閣官房経済被害対応室案が採用されたというが、後者の責任者である北川慎介審議官は経産省の山下案とはまったく別個に立案したもので、参考にもせず、連絡をとりあってもいないと明言していることだ。山下案は三井住友銀行の車谷常務が様子を見かねて面会したときにもれてしまい、「三井住友案」として翻案されマスコミにばらまかれた。新聞に出たのは4月15日であるが、言葉通りこれを内閣案が参考にしていないのかどうか、まったくの不明である。だが、講談社文庫の増補版を見ると、原賠機構の組織自体は山下隆一の人脈によるとあり、双方で何らかの連絡をとりあっていたのではないかと思われる。

原賠機構は、それまでの政府の企業再生支援機構に代わるものであったので、当然ながら東電の財務状況の改革、組織改革も意図していた。事故のあと6月に経産省内につくられた「東京電力にかんする経営・財務調査委員会」が、原賠機構の設立に寄与しているからである。経産省からの出向以外にも、あちこちの証券会社、監査法人、弁護士など、これまでの企業再生支援機構などで活躍した「再生屋」がスカウトされ、東電救済と引き替えに、それまでの殿様商売の改革を推し進めた。マスコミに出た東電所有地、保養所、ビルの売却などは彼らが主導したものである。

この原賠機構による支援という内閣案で基本事項とされたのが以下の点である。①東電を維持する＝解体しない。②東電の損害賠償の支払いを履行させるために、政府が資金を交付する。③ただし国民負担はさせない（これはあとで反故になる）。④東電の社債を毀損しない。

これらの条件は、経営破綻したくない東電、社債が保証され債権放棄もなく今後の融資も見込める銀行・証券会社・保険会社、国会の議決を必要とせず国費負担にできる政府と財務省、東電と原発政策を維持できる経産省などの意向が反映された結果である。だが、そこでは**国民・消費者という最大のステークホルダーが無視されていた。**

## 誰のための救済スキーム？

福島原発事故後、銀行からの2兆円の緊急融資を受けたときの東電のバランスシートは、資産14.8兆円、負債13.2兆円で、差し引き1.6兆円の純資産があった。負債の主たるものは、社債5兆円、借入金（短期、長期）4兆円、その他の負債4.2兆円である。だが、これ以外に損害賠償費用が5兆円、廃炉費用が5兆円かかるとこの時点で試算された。これを加えると8.4兆円のマイナス（債務超過）になる。のちに、汚染土などの中間貯蔵施設費用がこれに約1兆円加算され、合計9.4兆円を東電を痛めずに、原賠機構によって返済していくということになった。

事故の賠償・廃炉費用の11兆円のうち、純資産の1.6兆円での支払いはたしかに会社の負担で、東電の株主が責任をとったことになる。しかし、**債務整理をせず、社債、借入金をそのまま返しつつけるということは、銀行・証券会社・年金機構などの大口投資者を保護し、事故負担を一切させないということ**を意味した。原賠機構の救済スキームは何よりもまず、既存のマネーの秩序を維持し、金融機関を東電ショックから守るために立案されたといってもよい。

では、原賠機構は何を資金として、試算上では9.4兆円の賠償をしていくのか。**それは国民の負担だったのである。**

## 原賠機構というからくり

<原子力損害賠償支援機構法のスキーム図>

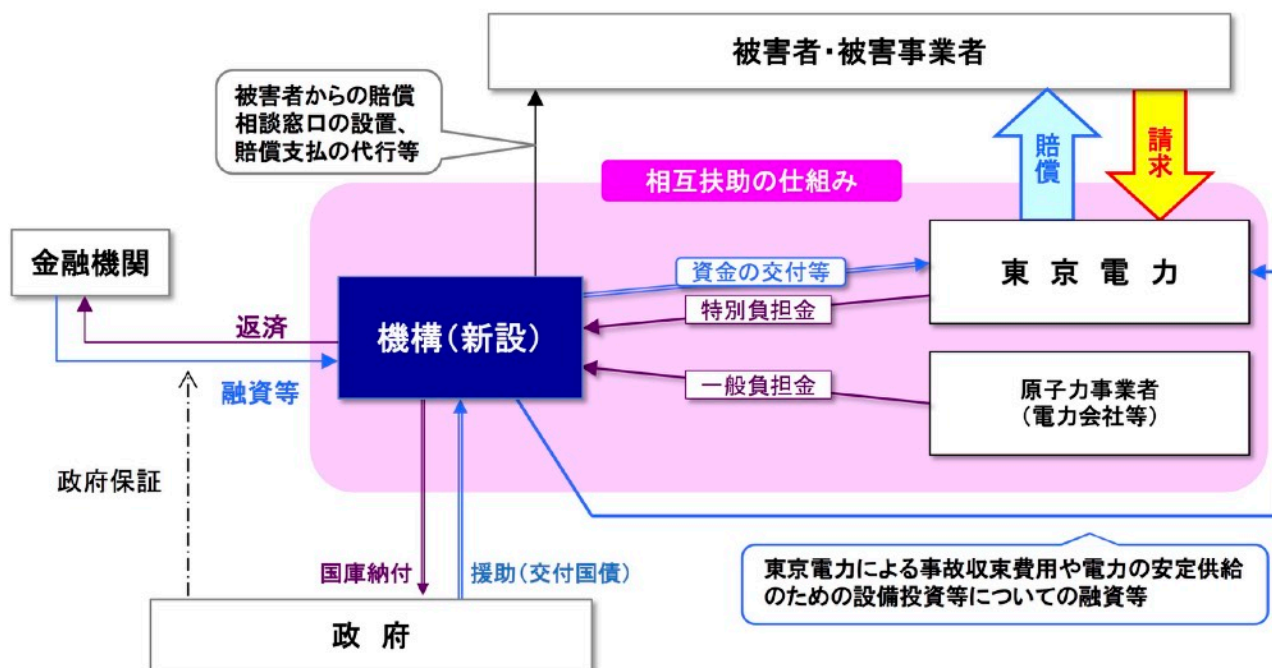




図2 原賠機構スキーム図（経産省HPより）

原賠機構は一般に上の図で説明される。これを見ると、原賠機構は純粋に東電と被害者との仲介をしているだけであるかのように見える。東電や他電力会社が負担金を機構に積み上げ、そこから資金を交付しているように説明される。それ以外にも機構は政府と金融機関とのやりとりがあり、政府とは国債を介して、金融機関とは政府保証による融資と返済を行っている。これは巨額の賠償費用・廃炉費用を扱う資金が集められた機関であるから、一種の金融機関であり、融資と返済で差し引きゼロとなれば、外部からの資とくに税金が使われていないかのように見える。だが、それは国民の目をごまかす偽装でしかない。

政府との関係でいえば、政府は原賠機構に交付国債を発行する。交付国債とは必要に応じていつでも現金に換えることができる無利子の債券であり、これはいわゆる赤字国債には含まれず、一般会計に計上されないため、国会で審議の対象にはならない。東電が賠償金が必要なときに、その都度現金化され、東電に支払われる。だから東電の帳簿では負債ではなく、特別利益として計上される。

国債の償還（返済）はエネルギー特別会計から「原賠勘定」として捻出される。エネルギー特別会計の「原賠勘定」はあらかじめ民間からの借入れ、損害賠償支援証券という短期証券で資金を調達したものである。原賠機構が東電の損害賠償を支払うときには、原賠勘定は国債整理基金特別会計に資金を繰り入れて、その資金で交付国債が償還される。要するに、**政府が特別会計を経由して、東電の賠償資金を肩代わりしてやっているということになる。東電は償還に一銭も出していない。**

2015年度の東電の損益計算書を見ると（各年度の財務諸表は以下にある。<http://www.tepco.co.jp/ir/tool/yuho/bk-j.html>）、特別利益の原賠・廃炉等機構資金交付金は6,997億円で、賠償費用が6,786億円である。前年度は、8,685億円の交付金、5,959億円の賠償費用となっている。これを見てもわかるように、原賠機構は国債を介して東電が必要なだけ、あるいは必要以上に資金を与えている。

### 東電の賠償資金は全国の消費者・国民から回収

負担金率及び負担金額

原子力事業者名	負担金率	負担金額
北海道電力	4.00%	6,520,000,000 円
東北電力	6.57%	10,709,100,000 円
東京電力	34.81%	56,740,300,000 円
中部電力	7.62%	12,420,600,000 円
北陸電力	3.72%	6,063,600,000 円
関西電力	19.34%	31,524,200,000 円
中国電力	2.57%	4,189,100,000 円
四国電力	4.00%	6,520,000,000 円
九州電力	10.38%	16,919,400,000 円
日本原子力発電	5.23%	8,524,900,000 円
日本原燃	1.76%	2,868,800,000 円

平成 27 年度特別負担金額

70,000,000,000 円

図3 電力会社が原賠機構に支払う負担金（原賠機構HPより）

これだけではまずいということで、図3にあるように、東電と電力会社（日本原子力発電、日本原燃を含む）に毎年の負担金を原賠機構に支払わさせて、表向きは責任をとらせているように見せている。東電に対しては当座の賠償と廃炉費用、他電力会社に対しては将来の事故時の賠償と廃炉費用の積み立てという建前になる。福島原発事故で事故の補償金、廃炉の費用がこれまでの試算をはるかに超えることがわかったの

で、各電力会社会計に命じている原発施設解体引当金などの積立金で足りない分を原賠機構が集めているわけである。

2015年度の原賠機構が出しているデータ（図3）では、一般負担金は総額で1,630億円、東電は567.4億円（34.81パーセント）、九電は約169.1億円（10.38パーセント）である。東電のみが支払う特別負担金は700億円であった。

当初はこれに事業収益すなわち電気料金をあてるのは国民負担を増すから回避すべきという意見もあった。しかし、結局は「電気事業営業費用」の中に記載されて、原資は消費者の電気料金ということになってしまった。これについては、2017年2月27日朝日新聞記事に、各電力会社の負担金の電気料金中の割合を試算したものが出た。それによると、東電は一世帯あたり、月1,159円、九電は1,127円、規模の小さい四国電力になると1,484円になっている。つまり、**東電の賠償資金は全国の消費者・国民から回収しているということになる。株主や金融機関の負担は一切ない。**

電力7社が電気料金に盛り込んだ福島事故の賠償費

電力7社	1年度あたり一般負担金の額	1kWhの負担額(概算)	1世帯の2016年の負担額(概算)
北海道	65億2000万円	0.22円	1034円
東北	107億910万円	0.14円	774円
東京	567億4030万円	0.25円	1159円
中部	124億2060万円	0.11円	587円
関西	315億2420万円	0.25円	1212円
四国	65億2000万円	0.26円	1484円
九州	169億1940万円	0.22円	1127円

端数は四捨五入、一般負担金の額以外は朝日新聞の試算



関電と契約している記者(2人暮らし)が使用量の多い冬の直近の料金を元にした場合の目安  
 $(1カ月の使用量511kWh \times 0.25円 = 127.75円) \times 12カ月 = 1533円 [1年分]$

図3 電力会社が電気料金に織り込んだ福島原発事故の賠償負担金（朝日新聞記事より）

### 事故の賠償、除染費用の八割以上は国民が支払っている

これらの資金の流れを2014年度までで見れば（齊藤誠『原発復興の政治経済学』日本評論社、2015年による）エネルギー特別会計の原賠勘定残高は、8.6兆円、原賠機構からの東電への資金交付が総計5.8兆円、東電の負担金が2013年度までで1,739億円である。東電は自己負担を1,739億円する代わりに、5.8兆円政府から支給されていることになる。しかも、負担金は電力料金から吸い上げたものである。原賠機構は2014年8月に原賠・廃炉支援機構に改組され、福島原発事故の賠償、除染費用だけではなく、廃炉までも扱うことになっている。

また原賠機構は2012年7月に一兆円で優先株約33.3億株（時価一株約300円）を買い、過半数の議決権を得て、実質的に東電を国有化したことはよく知られている。将来的に東電が軌道に乗れば株価が上がるので、1,050円を目標値とし、その株価になれば売却して750円の利ざやを得て、総額2.5兆円を原賠機構の交付国債の償還金に充てることを予定して買入れたものである。実は「国民負担させない（＝税金を使わない）」という建前は、この株の売却利益で補填するということから来ていた。だが、2017年3月3日現在では433円であり、この3年間ほぼ同様な株価で上昇の気配なく、1,050円までにはとうてい届かない。電力自由化もあって、今後東電の株価が上がることは想定しにくい。そうなると売却はできず、「国民負担させない」という当初の建前は画餅に終わることになる。

こうしたさまざまなデータをもとに上述の齊藤誠氏が試算しているが（上掲書41ページ）、それによれば、国債（≒東電の賠償費用）の償還については、総額9.1兆円のうち、政府（税金）と電力消費者がその82パーセントを負担することになるそうだ。原賠機構を通じての東電の救済は、要するに、**東電の責任であるはずの事故の賠償、除染費用などの費用の八割以上を国民が支払っている**ということだ。しかもこれらは国会の決議によらず、国民のコントロールが及ばないところでなされている。

## 東電の実質国有化

上に東電の実質国有化に触れたが、こうした事態を招いたのは、自分たちは地震・津波の被害者であると考え、事故を引き起こした加害者の責任をまったく自覚していなかった東電の態度だった。福島を放射能で住めなくし、福島県の原発事故関連の死者2,129人（福島民報、2017年3月3日記事）を出したある種の犯罪行為への反省が決定的に欠けていた。事故当時の会長であった勝俣恒久は、原賠機構の設置で賠償は国が肩代わりしてくれるから、あとは火力でかさむ燃料費を電気代に転嫁すれば東電再建はかんたんにできると考えていた。会長勝俣は、責任の自覚がそもそもなかった上に、福島に行けば被害者たちに叩かれることを知っていたので、在任中そしてその後も福島に謝罪に行くことは一度もなかった。

東電が事態を甘く見ていたのは、事故のすぐあとでは、除染費用、廃炉費用にいくらかかるかが不明だったこともある。半年後、除染費用負担、燃料費の高騰などで東電の財務が悪化し、原賠機構からの資本投入・出資が必要となってきた。この当時の経産大臣は東電の天敵であった枝野幸男であり、彼は一兆円の資本投入で三分の二の議決権を得ることを目標にしていた。結果的にはさまざまな抵抗もあって、三分の二ではなく、原賠機構が50.11パーセントの議決権をもつことになったが、東電を支配するという目的は果たしたことになる。

解体ののち国有化とすると、金融機関は企業再生支援機構による日本航空の再建で味わったように、債権放棄を命じられる。日航再建では銀行は5,215億円の債権放棄を飲まされた苦い経験がある。だから、同じ国有化でも株式会社として維持させ、金融機関の債権には手をつけず、「適格機関投資家」限定の社債と長期短期の借入金を使って事故賠償に当たらせる方が、金融機関には都合がよい。

事実、東電は事故の翌年2012年8月1日から再び社債を発行しはじめて、2016年1月までの発行総額は、約1兆274億円にもなる(<http://www.tepco.co.jp/about/ir/bond/pdf/meisai.pdf>)。これは一般の公募社債ではなく、私募債といわれるもので、個人では購入できず、対象は「適格機関投資家」限定で、銀行・保険会社・信用金庫・農林中金・外国投資法人・信託会社などである。いわば担保込みの融資である。

福島原発事故以後初めての公募債は、2017年3月9日に傘下の送配電会社、東電パワーグリッドが700億円発行した。分社化した送配電会社なので、原発のリスクを負わないことを売りにしており、格付け会社もAという評価を与えている。

東電を倒産させず、いつまでも社債を回せるよう保護すれば、金融機関にとって最も安定した投資先となり、利子は電気料金から返して、消費者が負担してくれる。**東電の保護は金融機関の保護でもある**という原則がここでも守られている。

## 原子力村と官僚の伏魔殿

原賠機構の設立自体は原賠機構法によるもので、条文については国会の承認を得ているが、賠償のしくみについては条文にはない事項である。賠償の実務は各省庁から出向してきた官僚たちが行っている。

上にも述べたように、国債の償還はエネルギー特別会計を経由する。特別会計というのはいざというときにお金が出てくる官僚たちのへそくりで、その全貌は闇に包まれている。当の官僚たちも自分たちの関与する特別会計は知っているが、分野が違ふと詳細がまったく不明だという。特別会計は税収を主な財源とする一般会計と異なり、年金・雇用保険・労災保険・電源開発促進税など保険料や目的が限定された税収（特定財源）を財源とする。2016年予算では、一般会計予算が96.7兆円に対し、特別会計はその二倍以上の201兆



円である。しかも国会での審議・承認はない。事業仕分けで特別会計が天下り法人などに流用されていることが明らかになったように、官僚たちの意のままに使われる「へそくり」であり「伏魔殿」なのである。

原賠機構自体は、民主党政権時にできたときは、前述したように東電への介入を積極的に行う組織であったが、東電を実質国有化し、また政権交代もあって、現在はそうした動きはあまり見られない。賠償の日常の実務に従事しているという印象である。この機構の現在の理事長は原子力村を代表する推進派学者であり、電力会社から8億円もの寄付を受けとっていた山名元（元京大原子炉実験所教授）である。理事にも推進派学者（岡本孝司、田中知、近藤駿介など）、資源エネルギー庁官僚（森本英雄）、原子力研究開発機構（前身は動燃）理事（野村茂雄）や四国電力取締役（石崎幸人）などがそろい、とても中立とはいえないメンバーとなっている。他にも東レや西武などの民間会社社長、警察や税関の役人、フランスやイギリスの政府の原子力関係者などが選ばれている。

これまでは各電力会社に義務づけられていた解体引当金や廃炉費用の積み立てだけでは、実際の事故の際には足りないことが判明したので、政府が代わって廃炉費用積み立てや除染費用工面を国費を使って行う組織になっているという点でよい。廃炉や除染は電力会社の責任であり、見込みが違っていた場合は、株主や債権者が負担を負うべきという市場原理が働いていないのだ。

## さらに新たな国民負担

官僚・政治家・金融機関・企業からすれば、従順な日本国民は実に好都合な財布である。いつでも好きなときに取りたてることができる。北欧諸国のような法制度としてのオンブズマンがない日本では、見かけは公的なよそおいを付けて、税金や電気料金という形で負担を求めれば、いつでも巻き上げられる。現在、新たな国民負担が、周知の新電力への託送料金の上乗せである。

上に、福島原発事故の賠償と廃炉費用を11兆円と試算したが、現在ではそれでは足りず、21.5兆円になる見通しになった（2017年2月27日東京新聞記事）。

原 発 処 理 の た め の 費 用	2013年時点	最新
	廃炉	2兆円
福島第一 賠償	5.4兆円	→ 7.9兆円
除染	2.5兆円	→ 4兆円
中間 貯蔵施設	1.1兆円	→ 1.6兆円
計	11兆円	→ 21.5兆円
予定より廃止を早める原発の廃炉費 (九州電力玄海原発1号機など)		0.2兆円
その他の廃炉(一部積み立て済み)		2.9兆円
最終処分場(一部積み立て済み)		3.7兆円
もんじゅ・常陽(廃炉を除き支出済み)		1.6兆円
核燃料サイクル(支出済み)		10兆円
<b>総額</b>		<b>約40兆円</b>
自治体への補助金 など政府予算		17兆円※

※電源三法交付金が始まった1974年度から2015年度まで。核燃料サイクル事業費や最終処分の研究開発費など一部は重複する

図4 原発事故対応費用の増加（東京新聞記事より）

増加分で一番多いのが、廃炉費用で2兆円が8兆円に修正された。これまでは原賠機構と電力会社の負担金等でごまかしてきたが、21.5兆円ともなれば、東電はおろか、特別会計と電力会社の負担金でもとうていまかなえない。電力自由化で原発という不良債権をもつ既存の電力会社はこのまま負担金を支払うだけの将



来的な余裕もない。そこで電力会社を救済しつつ、同時に当初の試算の二倍以上になった賠償負担をカバーできるものとして、新電力への託送料金の上乗せが出てきた。

この方針は、経産省が設置した「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」で昨年12月「中間とりまとめ案」として公表された。名称は「電力システム改革貫徹のための……」であるが、実は「既存の電力会社の維持のための政策小委員会」と変えた方がよい内容である。

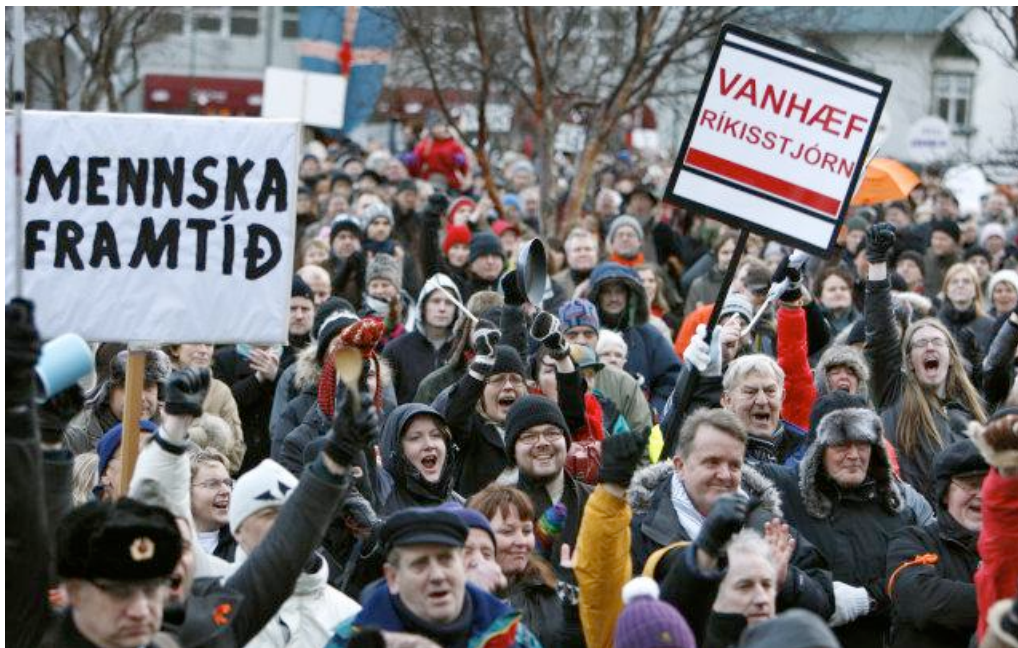
「新電力に移った顧客は、これまで電力会社の顧客として原子力で発電された電力を享受してきたにもかかわらず、その廃炉費用を負担しないまま新電力に移り、費用負担を免れるのは不公平だから、新電力の託送料に上乗せして、賠償費用を工面する」というとんでもない詭弁については、すでにあちこちのマスコミ、市民運動で語られてきたので、ここでは繰り返さない。事故での膨大な賠償金、廃炉費用は昔から反原発派が主張してきたことなのに、**それを無視して原発建設を進めてきた電力会社と政府の業務上の責任が一切問われていないこと**だけを指摘しておこう。

新電力会社は当然ながら、この上乗せ分を電気料金に加算する。最終的には電気料金を支払う消費者、国民が負担することになるのだ。これまでは既存の電力会社が負担金という形で賠償金と廃炉費用の一部を支払っていたが、原発に頼らない電源をもつ新電力もまた賠償金と廃炉費用を支払うことになる。要するに負担金を事故の責任が全くない新電力にも払ってもらう仕組みともいえる。

その分電力市場では新電力の料金が高めになり、既存電力との競争に不利になるので、既存電力からの顧客の流出を防ぐことにもなる。消費者の利益を考慮せず、ひたすら既存の電力会社の維持、原子力村の維持を考えての施策である。しかも、このやり方ならば、立法措置ではないので、**国会のコントロールが効かず**、官僚たちの裁量の範囲に収まる。

これだけではない。東電が負担すべき除染費用もまた、廃炉・賠償費用が21.5兆円になるという新たな試算により、双葉町、大熊町などの帰還困難地域については、東電ではなく、政府が復興予算から負担することになった。東電にこれ以上負担をさせられないという配慮からである。経産省主導で定められた「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」([http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220_01.pdf))の中に織り込まれ、2016年12月20日に閣議決定された。**この財源はもちろん現在われわれが追加で支払っている復興特別所得税である。**

国会の目をかすめて徹底的に国民から搾りとりという構図がここでも貫徹されている。



アイスランドの「鍋とフライパン革命」(2010年)  
プラカードの言葉は「(金融機関よりも)人間の将来!」「政府の(金融機関)管理は不十分だ!」

## 国民よ、怒れ！

2011年秋に、ニューヨークのウォール街で占拠運動が行われたことを覚えている人も多いだろう。政府が金融機関を救い、富裕層・エグゼクティブだけが豊かで富を分け合い、格差が拡大していることを批判して人々が金融機関の中心街のウォール街を自発的に占拠していった。「われらは99パーセント」を合言葉に、アメリカの1パーセントの富裕層が合衆国のすべての資産の34.6パーセントを占めている状況を変えようとした。

また、アイスランドの「鍋とフライパン革命」も有名である。アイスランドは国家ぐるみで財テクを行っていたが、2008年のリーマンショックで破綻して、2009年に金融機関救済のために国民が負債を負担する法が制定された。怒った市民が立ち上がり、鍋とフライパンをもってデモと集会を行い、2010年に政府を退陣に追い込み、この法律を無効化した。これについては記録映画『アイスランド無血革命：鍋とフライパン革命』（2012年）（<https://youtu.be/BZxRIVbTVkg>）があり、最近では『TOMORROW：パーマネントライフを探して』（2015年）（<http://www.cetera.co.jp/tomorrow/>）でも扱われている。

原発においてもこうした市民革命が必要ではないか。**官僚、電力会社、金融機関、そして建設・補修会社など一部の利権をもつ者たち、いわゆる「原子力村」の者だけが富を分けあい、その原資を国民の税金、電気料金から搾りとりという搾取の構図がはなはだしい。**今こそ国民が立ち上がり、こうした構図を根本的に批判すべきときである。

反原発運動も電力会社だけではなく、経産省あるいは管区ごとの出先機関である産業経済局の資源エネルギー環境部に対しても、抗議運動をしてよいと思う。原発の再稼働の反対運動はどうしても立地住民、立地自治体、県の発言権が優先されるが、**電気料金や税金から東電の被害賠償・各地の電力会社の事故と廃炉の積み立てを取っているなら、全国民が当事者であり、発言権がある。**

電力会社は原発を直接動かす実働部隊ではあるが、方針を決定する力はない。上に挙げた「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」のように、経産省が各種委員会をつくり、ここで方針を決定し、政策として立案していく。

東電の場合も事故当時、「東京電力にかんする経営・財務調査委員会」がつくられ、ここで救済スキームなども検討した。現在は、2016年9月にまた「東京電力改革・1F問題委員会」がつくられ、ここで実質国営化した東電のあり方、今後の事故補償や廃炉などを検討している。東電社長もオブザーバーとして参加しているが、過半数の株を政府に取られた以上、ここで決められたことに逆らうことはできないのである。上に述べた帰還困難地域での除染の国費負担について、今年1月の記者会見で費用負担を免れたことについての意見を求められると、広瀬直己社長は「私どもはルールメーカーではないんですね」と語ったという（2017年3月7日毎日新聞記事）。ルールメーカーは政府・経産省でそのこのことを聞いているだけということだ。

電力会社の前には「原発いらない九電前ひろば」をはじめとして、常設のテントや定期的な抗議行動がつけられている。これに加えて、経産省や各地の産業経済局（合同庁舎内）前での抗議行動があれば、より効果的だろう。その意味では経産省前のテントは本丸を突いて国がいちばん嫌がるものだった。それゆえまっさきに弾圧されたが、場所を少し変えて継続しているのはたのもしい。彼女ら・彼らにつづいて各自がそれぞれのやり方で国民負担というまやかしを正していく必要がある。（2017年3月11日記）

注記：この原稿は日本グルントヴィ協会会報『ハイムダール』第33号（4月発行）に掲載予定の原発にかんする原稿の一部です。他に放射線被害の過小評価の理由、原子力施設の自治体支配、潜在的核兵器としての役割などが論じられています。